

検査コースへの再入場回数の制限について
～平成20年9月1日から実施されます～

1. 概要

平成19年度の財務省による予算執行調査において、検査コースへの再入場回数が制限されていないため、検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害しているとの指摘を受けたことを踏まえ、改善策について検討した結果、平成20年9月から検査コースへの再入場回数制限を導入することとしている。

2. 検査コースへの入場に関する現状

審査において不適合箇所の指摘を受けた車両が、その不適合箇所の合否判定を受けるため改めて検査コースに入場すること（「再入場」という。従前は、「再検査」又は「再審査」と呼んでいた。）については、国から審査依頼日の審査時間内であれば、現在は特段の回数制限は設けていない。

なお、初回の入場を含む入場回数が3回（すなわち、再入場が2回）を超える車両の、再入場した車両全体に占める構成率は、現在約4%である。

3. 今後の方針

1回の検査申請に基づく検査コースへの入場回数を、国から審査依頼があった日の審査時間内に限り、初回の入場を含め3回まで（すなわち、再入場は2回まで）に制限する。

これにより、当日の審査時間内かつ制限回数内に合格しない場合には、限定検査証の発行を受け、改めて検査申請を行うことが必要となる。

4. 審査事務規程の改正

（1）改正の概要

国からの審査依頼日の審査時間内であれば回数制限を設けていない現行の「再入場」の規定を、国から審査依頼があった日の審査時間内に限り2回を限度に認める規定に改正する。

（2）入場回数のカウント方法等について

①継続検査の場合は、保安コースなどに入場した回数をカウントする。

②新規検査・予備検査・構変検査の場合で諸元測定を行う場合は、計測コース及び保安検査コースに入場した回数を計測コース又は保安コースの別毎にカウントする。

（すなわち、計測コースに3回まで、保安コースに3回までの入場が可能）

※軽自動車検査協会においても、同様に9月から再入場回数の制限制度を実施します。

(J A S P A 8月号 P16)

3次元測定・画像取得装置の運用を開始します
—9月1日から3箇所の事務所等で運用スタート—

自動車検査独立行政法人は、道路運送車両法に基づき、自動車が保安基準に適合しているかどうかの審査をはじめとして、安全・安心な車社会の実現に向けて、不正改造車を排除するための様々な取り組みを行っています。

今般、当法人が計画している自動車審査の高度化の一環として、不正な二次架装を防止すること等を目的とし、平成19年度より全国の事務所等へ導入を進めている3次元測定・画像取得装置について、本年9月1日から次の3箇所の事務所等において、運用を開始することとしました。

①関東検査部（東京品川区）

②中部検査部（愛知県名古屋市）

③兵庫事務所（兵庫県神戸市）

具体的には、新規検査、予備検査及び構造等変更検査の際に、貨物自動車、乗合自動車及び特種用途自動車等を対象として、審査時の画像を取得するとともに、諸元計測を行うこととしています。

今後は、平成21年度までに全国の全ての事務所等において逐次運用を開始するとともに、同装置により新規検査等の際に取得した自動車の画像を国へ提供することを予定しています。

将来的には、継続検査や街頭検査において、保存された画像と現車を照合することにより、不正な二次架装車両等の発見及び不正改造の防止に大いに役立つものと考えています。